

「千葉市新庁舎整備PFI等導入可能性調査業務委託 公募型プロポーザル募集」
に関する質問回答書

千葉市財政局
資産経営部管財課庁舎整備室

「千葉市新庁舎整備PFI等導入可能性調査業務委託 公募型プロポーザル募集」に係る質問について、以下の通り回答いたします。

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	募集要項 5 参加に関する手続き (2) 参加申込み オ 提出書類記入上の留意事項 (イ) 管理技術者及び各担当技術者の経歴等 B 業務実績	「5(2)オ(ア)参加者の同種・類似業務実績」では、記入した業務について、契約書の鑑の写し等、確認できる参考資料の添付が求められていますが、「(イ)管理技術者及び各担当技術者の業務実績」では、契約書の鑑の写し等は不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
2	募集要項 5 参加に関する手続き (4) 過去の検討資料等の閲覧	参加申込書を持参して提出する予定ですが、提出する日に、過去の検討資料を閲覧することは可能でしょうか。	参加申込書を提出する日に資料の閲覧を希望する場合は、事前に提出予定の参加申込書のデータを電子メールで庁舎整備室あてに送信してください。 電子メールの件名は、「プロポーザル参加申込書(資料閲覧希望)」とし、送信後に到着確認の連絡をしてください。 閲覧時間は、メール受信順に決定し、庁舎整備室から電子メール等にて連絡します。
3	募集要項 5 参加に関する手続き (5) 業務提案書の提出 オ 業務提案書の作成 「参加者・協力会社を特定することができる内容の記述(社名や実績の名称など)は行わないこと」	協力会社への委託を想定していることそのものも記載してはいけないのでしょうか。 例えば、協力会社への委託を想定していること、担当チームの一部担当を協力会社の担当者であることを明記して記載すること、協力会社の特徴を記載することなど。	協力会社への委託を想定していることを業務提案書に記載して差し支えありません。 ただし、協力会社の特徴を記載することで、当該協力会社を特定することができるような表現はしないでください。

4	同上	<p>提案書に協力会社への委託を想定していることそのものを記載しない場合に、業務上必要となる協力会社への委託は、「募集要項4（1）」の記載に基づき、受託後、原則として市の承諾をいただけるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みの通りです。</p>
5	同上	<p>正本においても「様式第8号業務提案書鑑」「任意様式 参考見積書」以外は、社名等を記載しないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みの通りです。</p>
6	<p>仕様書 第2 委託業務内容 1 PFI等導入可能性調査 （4）市場調査 ア 建物内民間活用</p>	<p>具体的にどこを指すのかご教示ください。</p>	<p>新庁舎の内部において、民間活用が可能な施設（例：食堂・売店など）を想定しています。</p> <p>なお、本調査の対象とする施設の範囲は、参加者の提案に基づいて決定します。</p>